

平成29年1月15日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- 親権をめぐる問題について
- 留置権について

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 34



エバー総合法律事務所

## 親権をめぐる問題について

**婚** 姻中、両親には未成年の子に対して、親権という権利があります。親権とは、未成年の子を監護（監督したり保護することです）・教育したり、その財産を管理するために父母に与えられた身分上および財産上の権利・義務のことです。民法で具体的に明示しているのは、子の居を定める居所指定権、懲戒権、職業許可権、子の一定の身分行為につき法定代理人としての代理権（認知の訴え、十五歳未満の者の養子とする縁組の代諾など）、法定代理人としての財産管理権などがあります。

婚姻中は、父母が共同で親権を行います。離婚の際には、どちらが親権者になるかを決めなければなりません。話し合いで決めることができればよいのですが、決まらなければ裁判で決めなければなりません。通常は、離婚裁判の前に調停という話し合いの手続を行いますので、その中で、親権についても話し合われます。現在の家庭裁判所の運用では、親権を双方が求める場合には調査官によって父母側の要素や子供側の要素を調査します。具体的には、父母側では、子供への愛情、父母の年齢、性格、監護の意欲や健康状態、生活環境、経済力などを調査しますが、子供側には、年齢、性別、発育状況、子供の意思、生活状況、適応状況、父母や親族との結びつきなどが調査されます。その調査を受けて話し合いが行われ、話し合いが難しく判決に至る際にもその調査結果が判断に影響します。

では、親権を決める際にはどのような考慮がはたらくのでしょうか。あくまでも親権は「子の福祉」のためにあるのですが、具体的には以下の要素が影響するとされています。

### ① 乳幼児の場合

子供の生育状況を考えると母親の存在が不可欠であり、特別な事情のない限り、母親が適切であると判断される可能性が高くなります。

### ② 監護が継続的になされている場合

この場合には子供の安定した監護状態を重視されることとなります。ただ、監護に至る過程において子供の奪取が行われているなど違法な行為が行われている場合には継続性を重視することは相当でないという裁判例があります。

### ③ 子供が意思を表明できる場合

家事事件手続法では子供が15歳以上の場合には子供の陳述を聴かなければならないとされていますが、15歳未満の場合でもなるべく子供の意思を把握するように努力されています。子供の意思は、親による影響を受けることがあるので、言葉だけでなく態度や行動も含めて総合的に判断するとされています。

### ④ 兄弟姉妹がいる場合

兄弟姉妹がいる場合にはあまり分離すべきではないと考えられてはいますが、生活状況や子供の意向から、また話し合いの結果から分離されることもないわけではありません。

### ⑤ 面会交流に拒否的か否か

### ⑥ 監護が違法に開始されたか否か

親側の事情、子供の事情について、以上の①ないし⑥の判断を加味して、またその他の事情を加えて総合的に判断されます。

親権の中には監護権も含まれていることは述べましたが、まれに親権と監護権を分離して定める場合もあります。これはあまりにも親権の取り合いで解決が困難になっているケースで、一方は監護権者（実際に育てる方）、一方は親権者として、監護者には実を取る方法で納得させるなど、双方が譲り合って解決に至るケースもあります。

親権についてお悩みの方はご相談ください。

無料相談会のご案内

平成29年1月18日(水)、1月26日(木)、1月31日(火)、2月9日(木) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

## 留置権について

**留**置権とは、一種の担保権で、他人の物の占有者が、その物に関して生じた債権の弁済を受けるまで、その物を留め置くことができる権利です。この権利は、商売や取引でも利用することができるので、知っておくと非常に有効な手段となります。わかりやすく言うと、例えば、建物の建築を依頼された場合、建築代金を支払われない場合、支払が済むまで建物を占有（管理）してもよいという権利です。請負契約以外に物を修理をしたり、預かったりなど、物に関して代金が生じる取引には利用が可能です。

留置権には民法上の留置権（民事留置権）のほか、商法に規定されている留置権（商事留置権、会社法の留置権もあります）があります。これらは、抵当権や根抵当権（バックナンバー Vol.20）、先取特権（バックナンバー Vol.22）のように法律で定められた担保物権に属しますが、物上代位（担保されている物が売却された場合、その売買代金など代わりに金銭などに追及できるという効果です）や他の債権より優先して弁済を受ける効力はないとされています。しかし、支払を受けるまで占有が認められるので事実上優先弁済の目的を果たせることもあります。たとえば、目的物が転売されたとしても、目的物を占有している限り買受人から債権の回収ができる場合があります（不動産が転売されても請負代金回収のために占有している場合には買受人から代金を回収できることになります）。

また、支払を受けるまで目的物を留め置くことができるのですが、長期にわたって目的物を留置しなければならない場合には、管理することに負担が生

じることもあります。そこで、目的物を競売にかけて現金化する方法が認められています（民事執行法、形式競売といいます）。この場合には、留置権者は、債務者に対して換価金の返還義務を負うこととなりますが、留置権者の債権と相殺することができるので、これにより事実上の優先弁済を受けることになります。

民事留置権が成立するには、①他人の物を占有していること、②債権が目的物に関して生じたものであること、③債権が弁済期にあること、④占有が不法行為によって始まったのではないことが必要とされます。

商事留置権の場合には、商人間の双方にとって商行為となる行為によって生じた債権のためのものですが、②の要件は緩和され、双方の商行為に基づく債権の相手方の所有物が、全く違う取引などによってたまたま手元にあった場合も留置権を主張することができます。ただし、民事留置権とは異なり第三者の所有物を留置することはできません。

また、破産手続開始の場合には民事留置権は消滅しますが、商事留置権は特別の先取特権とみなされ、別除権として破産手続によらないで、行使することができます。

このように民事留置権と商事留置権とは若干成立要件や効果が異なりますが、面倒な手続きを要せずに生じさせることのできる担保権ですので、取引上の利用方法について検討の余地はあると思います。取引物や保管物について処理についてお悩みの方はご相談ください。



# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

#### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

#### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

#### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

#### 業務時間

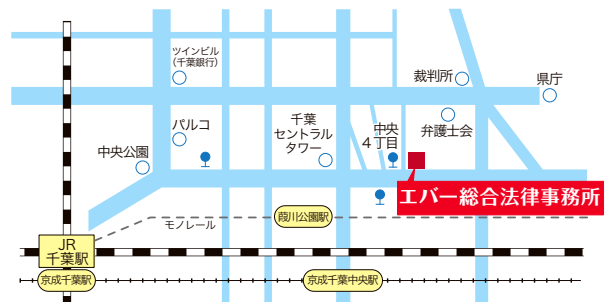
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

#### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。